

## 「平成23年東北地方太平洋沖地震」に関する緊急要望

去る3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、激しい揺れとその後に襲来した大津波により、東北地方を中心に多くの人命が失われるなど、我が国がかつて直面したことがない甚大な被害が生じております。

多くの町村で、住民の生活の本拠である家屋や公共施設が損壊・流出するなど壊滅的な打撃を受け、地域存亡の危機に晒されています。

これら被災町村では、現在、懸命な救助活動や応急対策に取り組んでいるところではありますが、重油・ガソリン・灯油等の燃料不足をはじめ人員・物資の不足、電気・水道・ガス・道路等ライフラインの機能不全により、救援活動の大きな障害となっております。

国においても、自衛隊による救助活動や物資の輸送体制の確立、激甚災害法の早期指定など行っておりますが、まだまだ対応は十分ではありません。

さらに、東京電力福島第一・第二原子力発電所も巨大地震の被害を受け、国が原子力災害非常事態を宣言し、周辺住民が多数避難している状況にあります。特に、第一原子力発電所では放射能漏れが発生するなど、大変憂慮すべき事態に至っております。

よって、国は、下記事項を早急実現するよう、強く要請します。

### 記

#### I. 震災に対する緊急対策

##### 1. 救命・救援活動の実施

- (1) 被災地への人命救助のための人員、移動・輸送手段を確保すること。
- (2) 被災・避難住民への生活必需品、医薬品等を調達するとともに、確実な搬送を行うこと。
- (3) 緊急車両・支援物資搬送車両等に対して十分な燃油を確保すること。
- (4) 避難所到着後、高齢者の死亡が増えていることから、医療専門チームの派遣等医療体制を確保すること。
- (5) 被災者のインフルエンザ等感染症の予防対策を講じること。
- (6) 携帯電話等の通信障害を解消するため、衛星携帯電話を提供し、連絡手段を確保すること。
- (7) 安否確認ができていない住民が多数いることから、確認のため必要な要員を大幅に確保すること

## 2. ライフライン施設の早期復旧

電気・水道・ガス・道路・鉄道・通信等のライフライン施設の日も早い復旧に全力を挙げること。

## 3. 応急対策に要する当面の財政措置

- (1) 地方交付税法改正案の早期成立をはかるとともに、普通交付税の繰上げ交付を行うこと。
- (2) 特別交付税による十分な措置を講じるとともに、来年度新設予定の「大規模災害発生時の特例交付」を早期に実施すること。
- (3) 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充をはかること。

## 4. 災害廃棄物の処理等に係る財政支援

被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、災害廃棄物の処理費用については全額国庫負担とすること。

## 5. 二次災害防止のための安全対策の確保

二次災害を防止するため、余震観測体制を強化するとともに、津波情報の精度を高め、携帯電話等の移動通信手段を使った防災危機管理体制を強化すること。また、被災建築物の点検及び撤去等の安全対策を講じること。

## II. 震災復興のための特別法の制定等

### 1. 震災復興のための特別法の制定と必要な財源の確保

地域の自主的な復興が困難な状況にあり、国による全面的な支援が必要であることから、震災復興や被災者救済のための特別法を制定するとともに、必要となる財源を国において確実に確保すること。

### 2. 住民生活や経済活動など復興への支援

今回の地震等による被害は、地域住民の生活のみならず社会経済活動に対して壊滅的な打撃を与え、日本経済にも多大な影響を及ぼすことから、住民生活の安定と農林水産業、商工業、サービス業などすべての産業の復興に対して、国として十分な支援を行うこと。

### Ⅲ. 原子力災害対策

1. これ以上放射能が漏えいしないよう確実に防止策を講じ、一刻も早く事態の収束をはかること。
2. 被ばく者に対する医療体制を早急に確保し、適切な医療措置を講じること。
3. 事故の概要や要因、近隣住民に与える影響等の情報を迅速かつ正確に提供すること。特に、原子力災害に伴う風評被害により生活支援物資の搬送に重大な支障が生じていることから、事業者等に対し地域の実態等について正確な情報提供を行うこと。
4. 福島県内の避難所が満杯状態になり県外への避難住民が増えていることから、その受け入れ先の確保をはかること。

平成23年3月18日

全国町村会長  
藤原忠彦